

民法改正 対応セミナー

無料

今回の民法改正により、企業活動や国民生活に影響のある「債権法」が経済や社会情勢の変化に対応し、消費者保護を重視して大改正されています。例えば、

- ・ 敷金の定義が明確化され、敷金の返還についても規定されました。
- ・ 保証人になる場合の上限額が設けられました。
- ・ お金の貸し借りの時効が原則10年から5年になりました。

企業活動に大きな影響を及ぼす「債権法」について、取引実務上注意すべきポイントについて解説します。

- 日 時：11月25日（水）19時～21時（2時間）
- 会 場：可児市総合会館2階会議室（可児市役所向かい）
- 講 師：弁護士法人フルサポート 代表 西面 将樹 氏
- 定 員：15名（申し込み順）
- 対 象：経営者、後継者、経営幹部など
- 申込方法：FAXの他、郵送、電話でもお受けします。

お申し込み・問い合わせは、お気軽にお電話ください

可児商工会議所 担当 加藤まで 可児市広見1-5 可児市総合会館3階

TEL 61-0011 FAX 63-1856

----- FAXをご利用の場合、切り取らずこのまま送信ください -----

インボイス制度対策セミナーに申し込みます

事業所名		TEL	
住 所		FAX	
参加者名①		携 帯	
参加者名②		携 帯	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所等が行う各種事業の連絡・情報提供のために利用することがあります。

※申し込み受諾の連絡はいたしません。定員になりお断りする場合のみ連絡いたします。また一事業所からの複数名のお申し込みは申し込み状況によりお断りする場合がありますので、ご了承ください。

制度改正に伴う専門家派遣等事業